

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	大阪市ソフトウェアライセンス管理システム機種更新業務	01 情報処理	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	9,687,600	平成29年10月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	平成29年度 基幹システム統合基盤機種更新業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	105,025,032	平成29年10月12日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
3	大阪市LGWAN接続系ネットワークVirtual Private Network装置ハードウェア保守業務	01 情報処理	株式会社日立システムズ関西支社	8,732,448	平成29年11月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	G4	-
4	大阪市情報通信ネットワークLGWAN接続系ネットワーク基盤等の改修に係る設計業務	01 情報処理	株式会社日立製作所関西支社	8,669,700	平成29年11月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	G4	-
5	ICT活用推進に関する検討等業務	17 各種施策研究・調査	アクセンチュア株式会社	8,100,000	平成29年12月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	G5	

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市ソフトウェアライセンス管理システム機種更新業務委託

2 契約の相手方

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

3 随意契約理由

大阪市ソフトウェアライセンス管理システム機種更新業務委託（以下、「本業務委託」という。）の実施にあたっては、本システムの構成、本市情報通信ネットワークとの連携、使用機器構成等について把握し、迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は、本システムの開発業者であることから、本システムの設計・構築・構成、本市情報通信ネットワークとの連携、使用機器構成等に精通しており、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、優れたノウハウを有しており、本業務委託を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

以上の内容から、本業務委託を遂行できる事業者は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社において他にないため、本委託業務をエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社に特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当 （電話番号 06-6543-7117）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 29 年度 基幹系システム統合基盤機種更新業務

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

基幹系システム統合基盤（以下「統合基盤システム」という。）は、住民基本台帳等事務システム、税務事務システムといった本市の市民サービスの根幹となる住民情報系基幹システムが共通的に利用する共通基盤として、平成 27 年 1 月から稼働を開始しており、稼働開始から 5 年が経過する平成 32 年 1 月にサーバ・端末などのシステムの機種更新を実施する。平成 29 年度においては、機種更新にかかる各種計画策定、新機器に対応するための設計業務等に着手するとともに、平成 30 年度に行う機器調達にかかる仕様策定を行う。機種更新にあたっては、システムへの影響範囲を正確に把握し、安全かつ適切な開発・移行の実施や、機種更新後も安定的な稼働を継続するために必要な対応策の実施が求められ、これらは統合基盤システムの詳細及び特性について熟知していることが必要である。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は統合基盤システムの構築業者であり、稼働後も統合基盤システムの運用保守、社会保障・税番号制度対応にかかる機能改修等を担ってきた実績を有していることから、統合基盤システムの細部まで理解し、特性も十分に理解しており、機種更新業務を正確に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号（W 2）

## 5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 （電話番号 06-6543-7115）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市 LGWAN 接続系ネットワーク Virtual Private Network 装置ハードウェア保守業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社日立システムズ関西支社

## 3 随意契約理由

平成 27 年度に総務省より自治体情報セキュリティ対策の一環として自治体のインターネット接続と LGWAN 接続系のネットワークについて分離するよう要請があった。本市では双方のネットワークが利用できた庁内情報ネットワークをインターネット接続系とし、LGWAN 接続系については平成 28 年度より新たなネットワーク（以下「LGWAN 接続系ネットワーク」と言う。）を構築、平成 29 年 6 月末に要請どおりネットワークの分離を行った。

Virtual Private Network 装置は LGWAN 接続系ネットワークのネットワーク構成において非常に重要な機器であり、運用しているサービス機能（サインインやウイルス対策ソフト等）や LGWAN を利用した Web サイトの閲覧、官公庁・他都市との情報交換等において本市業務への影響を与えることなく、安定的な稼働が必要不可欠となっている。

しかし、Virtual Private Network 装置は要請のあった自治体情報セキュリティ対策のネットワーク分離事業に伴い導入することになったため、総務省から交付される「地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金」の対象事業として調達を行ったが、補助金の対象事業としてハードウェアを調達する場合、その購入範囲は「ハードウェア購入に要する経費のみ」となるため、現状では機器に対する保守等のサービスが付帯されていない状況である。（納入後 1 年のメーカー保証はあり）

引き続きネットワークを安定的に稼働させるためにはメーカー保障が失効する平成 29 年 11 月よりハードウェア保守の契約が別途必要となる。

株式会社日立システムズ関西支社は Virtual Private Network 装置調達時の契約相手となり、既に納入後の保証期間（1 年）についてはその窓口となり対応を行っているところである。しかし、仮に株式会社日立システムズ関西支社以外の業者にハードウェア保守業務委託契約を行った場合、同一業者以外の者に業務を履行させることから、機器故障の責任が不明確になるなど、保守サポートに著しい支障が発生する恐れ

がある。

以上のことから、株式会社日立システムズ関西支社はハードウェア保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号 (G4)

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (基盤運用グループ) (電話番号 06-6543-7116)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市情報通信ネットワーク LGWAN 接続系ネットワーク基盤等の改修に係る設計業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社日立製作所関西支社

## 3 随意契約理由

設計業務の実施にあたっては、本市LGWAN接続系ネットワーク構成、使用機器構成等について把握したうえで、現行運用しているサービス機能や庁内情報系の業務システムに影響を与えることなく、大阪市情報通信ネットワークLGWAN接続系ネットワーク基盤等の改修に係る設計業務を実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社は、本市 LGWAN 接続系ネットワークの構築業者であり、現行運用を実施しながら基盤等の改修を実施するため、現行業務と密接不可分の関係にあり、現行システムの保守業者である株式会社日立製作所関西支社以外に履行させた場合、問題発生時に責任の所在が不明確になる等、業務に著しい支障が生じるおそれがあるため、本業務委託を正確かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（4 G）

## 5 担当部署

I C T戦略室企画担当 （電話番号 06-6208-7675）

## 随意契約理由書

## 1 委託業務名称

ICT活用推進に関する検討等業務委託

## 2 契約の相手方

アクセンチュア株式会社

## 3 随意契約理由

本業務委託は、本市ICT調達ガイドライン等の更新（ASP、SaaS等に関する箇所）、ICT戦略室内の今後の人材育成計画の作成について、コンサルティングに係る専門的知見から検討を行うものであり、これらの検討結果等を活用することにより本市のICTの活用推進に関する施策をより効果的なものとするを目的としている。

そのため、本業務委託を遂行するためには、高度で専門的な技術力や知識が求められ、予定価格の範囲内で本目的にかかる最大の効果を得るためには事業者の提案する創意工夫等が必要不可欠である。また、提案内容によって得られる効果は提案内容に応じて相当程度の差異が生じると考えられるとともに、本市が仕様を作成することで受注者の創意工夫できる範囲が減少し、効果の最大化を阻害する可能性があることも考えられる。

これらの理由から、本業務委託は、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見等を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、アクセンチュア株式会社からの提案の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、アクセンチュア株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとする。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G5）

## 5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当（活用推進グループ）（電話 06-6208-7663）